

公益社団法人 日本伝統俳句協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本伝統俳句協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、有季定型の花鳥諷詠詩である伝統俳句を継承・普及するとともに、その精神を深め、もって我が国の文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、伝統俳句に関する調査研究及び資料の収集
- 二、伝統俳句に関する俳句会、講演会、研究会等の開催
- 三、伝統俳句に関する顕彰
- 四、伝統俳句に関する機関誌や刊行物等の発行
- 五、関係文化団体との連絡提携
- 六、その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 一、正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人であって、正会員1名以上から推薦された者
- 二、賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体であって、正会員1名以上から推薦された者
- 三、名誉会員 この法人に特に功労のあった者で社員総会の議決をもって推薦された者

2 前項各号の会員のうち、正会員及び名誉会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会、社員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

- 2 正会員の入会申込があった場合、一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員としての入社申込があったものとみなし、理事会の承認が得られたときには、社員としての入社も承認されたものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、入会金及び年会費を納めることを要しない。
3 既納の入会金及び年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- 一、この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
二、この定款その他の規則に違反したとき
三、会費を1年以上滞納したとき

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一、総社員が同意したとき
二、当該会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき

第4章 役員、顧問

(役員)

第11条 この法人には次の役員を置く。

- 一、理事18名以上25名以内（うち、会長1名、副会長3名以内、常務理事5名以内）
二、監事2名又は3名
2 前項第一号の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第12条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
3 副会長は、理事会の定めるところにより、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事し、総会

の議決した事項を分担執行する。

- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第16条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第17条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第18条 この法人に顧問15名以内を置くことができる。

- 2 顧問は社員総会の決議により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務運営についての意見を述べ、また会長の諮問に応じる。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て代表理事たる会長が任免する。
- 4 事務局長及び職員は、有給とする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事たる会長が理事会の決議により、別途定める。

第6章 社員総会

(構成)

第20条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第21条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一、理事及び監事の選任又は解任
- 二、理事及び監事の報酬額の総額
- 三、社員の除名
- 四、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録の承認
- 五、定款の変更
- 六、解散及び残余財産の処分
- 七、その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事たる会長が招集する。代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、代表理事たる会長がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が議長となる。

(議決権)

第25条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第26条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、以下により行使された議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入するものとする。

- (1) 書面による議決権行使
- (2) 電子メール等の電磁的方法による議決権行使
- (3) 代理人による議決権行使

- 2 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第49条第2項各号に列挙された事項については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者合計数が第11条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席理事の代表2名が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 理事会

(構成)

- 第28条 この法人に理事会を置く。理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 一、この法人の業務執行の決定
- 二、理事の職務の執行の監督
- 三、代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

- 第30条 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回開催するほか、必要に応じ隨時開催するものとする。

(招集)

- 第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、代表理事たる会長がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が議長となる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 常務理事会

(常務理事会)

- 第35条 この法人に、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、代表理事たる会長、業務執行理事たる副会長並びに常務理事、及び事務局長をもって構成する。
- 3 常務理事会は、各常務理事が分担する業務の執行状況を確認し、理事会の審議事項を検討する等、理事会の事前準備を行う。
- 4 常務理事会は、毎事業年度に2回以上、必要な時期に開催する。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第36条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事たる会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事たる会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一、事業報告
 - 二、事業報告の附属明細書
 - 三、貸借対照表
 - 四、損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - 六、財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一、監査報告
 - 二、理事及び監事の名簿
 - 三、理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 代表理事たる会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(新たな義務の負担等)

第40条 この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

- 2 この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(その他)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事（会長）は稻畠汀子とする。

3 この法人の最初の業務執行理事は、次のとおりとする。

稻岡長、大久保泰治、大輪靖宏（以上3名、副会長）

稻畠廣太郎、坊城俊樹、河野美奇、井上泰至、橋本邦彦（以上5名、常務理事）

- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 第6条の規定にかかわらず、これまでの社団法人日本伝統俳句協会の正会員は、この法人の正会員となったものとみなし、賛助会員はこの法人の賛助会員となったものとみなし、名誉会員はこの法人の名誉会員となったものとみなす。
- 6 第18条の規定にかかわらず、これまでの社団法人日本伝統俳句協会の顧問は、この法人の顧問となったものとみなす。
- 7 この規程の改正は、平成24年6月24日に社員総会決議し、即日施行する。
この規程の改正は、平成25年6月30日に社員総会決議し、即日施行する。
この規程の改正は、平成29年6月25日に社員総会決議し、同年7月10日から施行する。
この規程の改正は、令和2年6月21日に社員総会決議し、即日施行する。

上記は、当法人の定款に相違ありません。

令和2年6月21日

公益社団法人 日本伝統俳句協会
代表理事 稲畑 汀子

